



平成19年6月20日
中部地方整備局 名古屋国道事務所
中部運輸局 愛知運輸支局
愛知県環境部
愛知県警察本部 交通部

お知らせ

～環境月間における国・県合同による啓発活動及び合同取締～ 名古屋南部地域における環境改善に向けた取り組み結果

1. 概要

名古屋南部の道路環境改善を図るために、平成19年6月20日(水)に国道23号北崎車両検測所において、中部運輸局、自動車検査独立行政法人中部検査部、愛知県、愛知県警察本部、国土交通省中部地方整備局が協力し、環境合同取り締まりを実施しました。

今回の取り締まりは、①愛知県がエコドライブや軽油引取税に係る地方税法の啓発活動、②国土交通省中部運輸局、自動車検査独立行政法人中部検査部が、ディーゼル車の黒煙及び不正(脱税)軽油を対象とした街頭検査、③愛知県警察本部が過積載の取り締まり、④国土交通省中部地方整備局が特殊車両通行許可違反の取り締まりを行いました。

その結果、①エコドライブ等の啓発活動を13台、③過積載違反検挙2件、警告2件④特殊車両通行許可違反者に対し指導警告3件の啓発活動及び行政処分を行いましたのでお知らせします。

2. 資料

別紙のとおり

3. 解禁

指定なし

4. 配布先

中部地方整備局記者クラブ

5. 問い合わせ先

中部運輸局 愛知運輸支局 首席陸運技術専門官(整備) 西場 栄一 TEL:052-351-5314

愛知県 環境部 大気環境課 地球温暖化対策室長 手塚 守 TEL:052-954-6242

愛知県警察本部 交通部 交通指導課長 五十嵐 登 TEL:052-951-1611

中部地方整備局 名古屋国道事務所 交通対策課長 高橋 誠 TEL:052-853-7327

名古屋南部地域グリーン交通ネットワーク



○取り締まりの結果

取り締まりの内容	時期	検査台数(台)	違反台数(台)	違反率	措置内容(件)	
①エコドライブ等 普及啓発台数	前回 (6月)	7				
	今回	13				
②ディーゼル車の 黒煙を対象とした 街頭検査	前回 (6月)	20	1	5%	整備命令書(前回)	1
	今回	1	0	0%	整備命令書(今回)	0
②ディーゼル車の 不正軽油を対象と した街頭検査	前回 (3月)	5	0	0%	整備警告書(前回)	0
	今回	5	0	0%	整備警告書(今回)	0
③過積載 取り締まり	前回 (3月)	15	10	67%	検挙(前回)	7
	今回	7	4	57%	検挙(今回)	2
④特殊車両通行 許可違反	前回 (3月)	7	6	86%	警告(前回)	3
	今回	6	5	83%	警告(今回)	2

※措置内容の上段数字は、前回（平成19年3月又は平成18年6月）、下段数字は今回のデータである。

※エコドライブ等普及啓発活動、黒煙を対象とした街頭検査は、平成18年6月（環境月間）が前回データである。

○啓発活動及び取り締まりの状況写真



エコドライブ啓発活動状況



ディーゼル車の不正軽油検査状況



特殊車両確認状況



過積載計測状況

○位置



○取り締まりの日時 ; 平成19年 6月20日(水) 14:00~16:00

○取り締まり場所 ; 国道23号 下り線 北崎車両検測所
大府市北崎町福池地内

○当日の体制

関係機関		体制
国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	9人
	中部運輸局	1人
	中部運輸局 愛知運輸支局	2人
自動車検査独立行政法人 中部検査部		1人
愛知県	総務部	3人
	環境部	2人
愛知県警察本部	パトロールカー	3台
	警察官	15人

(参考資料)

①エコドライブや軽油引取税に係る地方税法の啓発活動

環境月間の一環としての、エコドライブの普及促進などの啓発及び軽油引取税に係る地方税法の周知活動を行い、環境に関する意識を向上を狙うものである。



②ディーゼル車の黒煙及び不正（脱税）軽油を対象とした街頭検査

規制値を超える黒煙の排出や不正軽油を燃料として使用することにより、排出ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題を引き起こすことが懸念されています。このため、黒煙の排出量及び、硫黄分濃度測定器を使用して、燃料に係る検査を実施します。

黒煙の排出量の規制値違反や不正軽油の使用が認められた時は道路運送車両の保安基準第1条の2に基づき定められた軽油規格に適合した燃料を使用するよう、文書による警告又は適正な燃料への入れ替えを命じる整備命令を発令します。



黒煙を対象とした街頭検査（H18.6実施時）



不正軽油を対象とした街頭検査（H18.6実施時）

③過積載の取り締まり

道路交通法第57条により乗車又は積載の制限が定められ、この制限を超えて車両を運転してはならないこととなっています。

しかしながら、過積載違反車両の通行が絶えないことから、道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行います。

違反内容に応じて、検挙や警告を行います。



過積載計測状況 (H18.6 実施時)

④特殊車両通行許可違反に関する取り締まり

車両制限令に定めた数値（長さ、幅、高さ、重量）を超える車両（特殊車両）が、通行する場合には、道路管理者から許可を受けなければ通行できないことになっています。（道路法47条の2）

しかしながら、無許可車両や許可違反車両の通行が絶えないことから、道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行います。

違反内容に応じて、措置命令書、指導警告書を発行します。



特殊車両確認状況 (H18.6 実施時)

【主な違反の種類】

- ・ 無許可
- ・ 条件違反（許可書において、重量、寸法、経路、通行時間帯などの条件が付いています。）

STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には許可が必要です!!

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており道路が壊される事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、道路管理者の許可を受けるように、道路法で定められています。

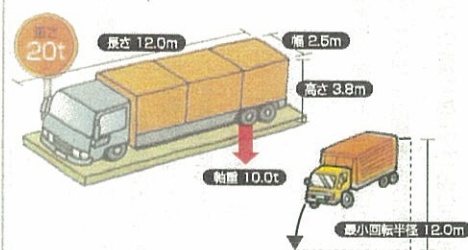
みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、無許可や通行条件違反で通行することがあげられます。ルール無視の車両が、道路や橋に与える影響は多大です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。ルールを守った運行で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

違反車を24時間監視しています!

道路管理者の通行許可を受けていない車両の通行は、法律違反です。国土交通省では、「走行車両計測システム」により24時間自動的に違反車両を監視し指導警告しています。(中部管内7箇所)なお、違反車両については、道路管理者と警察等が一体となって取締りをしています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



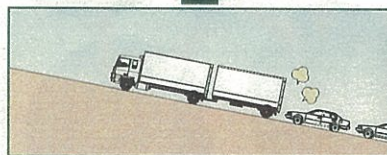
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が腐んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを妨げています。

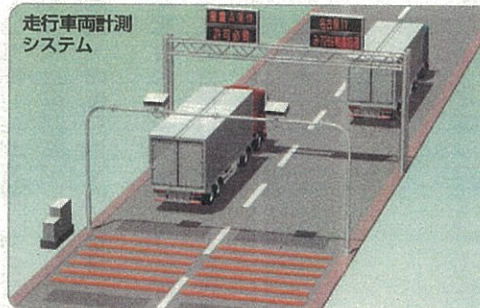


●坂道で速度が下がらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れやわだちなどの発生。



●舗装のひび割れの様子。



国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課

〒490-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 TEL.052-953-8178 FAX.052-953-9208

特殊車両通行許可制度について、もっと詳しく知りたい方はこちらまで。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/tokusya/index.htm>

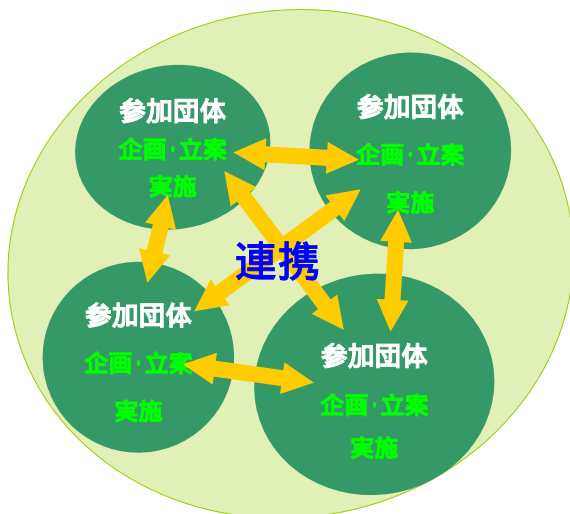
名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク

名古屋南部地域クリーン交通ネットワークとは

名古屋南部地域の大气環境は、近年徐々に改善が進んでいますが、1日約10万台の自動車を通る国道23号沿いでは、減少しつつあるものの環境基準を超える地点が残っており、依然として厳しい状況です。

一方、エコドライブの普及・促進や、過積載違反の取り締まり等の大气環境改善に役立つ取組については、関係機関によりこれまで積極的に実施されていますが、名古屋南部地域の大气環境改善の啓発活動として、必ずしも十分に道路利用者・地域住民に浸透していません。

そこで、各機関が実施しているこれらの啓発活動を、国道23号沿道地域で連携して実施し、一体的に広報することで、名古屋南部地域の大气環境改善をより効果的に道路利用者・地域住民に対して訴えるために、「名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク」を平成18年6月26日に設立しました。



連携イメージ図

構 成 員

機 関 名	所 属
国土交通省中部運輸局	自動車技術安全部 保安・環境課
環境省中部地方環境事務所	環境対策課
愛知県	環境部大気環境課地球温暖化対策室
名古屋市	環境局交通公害対策課 住宅都市局交通施設計画課
愛知県警察本部	交通部交通規制課
(社)愛知県トラック協会	業務部
国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所
国土交通省中部地方整備局	道路部計画調整課

平成19年 6月20日現在

参加機関の連携した取組の紹介

名古屋南部地域における取り締まりの連携

名古屋南部地域における環境改善に向けた道路利用の適正化を図るために、特殊車両通行許可違反の取締り、過積載の取締り、ディーゼル車の不正軽油を対象とした街頭検査を合同で実施しました。

(開催概要)

日時：平成19年 3月 8日(木)

場所：国道23号 北崎車両検測所

連携：国土交通省中部地方整備局

国土交通省中部運輸局

自動車検査独立行政法人中部検査部

愛知県警察本部



特殊車両確認状況



過積載計測状況



不正軽油検査状況

名古屋南部地域クリーン交通ネットワークの取組は、ホームページでもお知らせしています。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/clean-network/index.html>

**過積載車両など
合同取り締まり**

大府で国と県など

大府市北崎町の国道23号北崎車両検測所で二十日、国と県、県警合同の環境取り締まりが実施され、エコドライブの啓発をしたり、過積載車両に目を光らせたりした。

県がドライバーにヒマワリの種を配るなどして、環境に優しい運転の方法を啓発。国土交通省中部運輸局などがディーゼル車の黒煙調査や不正軽油使用有無をチェック



した。県警は過積載、同省中部地方整備局が特殊通行取り締まった。この結果、過積載で検挙二件と警告二件、特殊車両通行許可違反で指導警告三件と口頭注意二件があった。

参加者たち—大府市北崎町の国道23号北崎車両検測所で